

## 特別寄稿論文

# 「情報モラル」の捉え方の検討と教育実践の課題

## — 「情報モラル」の造語誕生から今日までの経緯を踏まえて —

古藤 泰弘<sup>1</sup>

---

**キーワード** ; 情報モラル、「情報モラル」教育、情報教育、情報倫理、道徳

---

### 序 章

2016年6月、教育の情報化の先進県として知られ情報教育を強力に推進している佐賀県で、県内に住む17歳の少年が県の教育情報システム（SEI-NET）に不正に侵入した疑いで逮捕される事件が起こった。新聞各紙（2016年6月27日付夕刊）の報道によると、保存されている生徒の成績など21万件を盗み出したという。文部科学省の担当者は「ICT（情報通信技術）化が最も進んでいる佐賀県のシステムが破られた。とても驚いている」（朝日新聞）と、ショックをあらわにしていると報じた。

この事件でとりわけ問題視したいのは、盗み取ったIDを少年はインターネット上のサイトに掲載し、仲間数人に紹介していたことである。まさに「情報モラル」の欠如というほかはない。こうした事件が起こるたびに「情報モラル」教育の重要性が叫ばれるが、その実効はほとんど上がっていないのが現状である。現在の学習指導要領（総則）では、小・中・高等学校、いずれも「情報モラル」教育の必要性を明記しており、文部科学省の調査（『平成26年度学校における情報化の実態等に関する調査結果』）によると、教員の「情報モラル」指導能力はかなり高率（小・中・高等学校の全国平均77.7%、佐賀県は91.6%）であると報告されている。しかし、実際には、後述するように、その成果が上がっていると言える状況にはない。それはなぜだろうか。

文部科学省は、今後もさらにICT環境の整備を推進し、2020（平成32）年度からデジタル教科書を導入し、小学校からプログラミング教育の必修化を図ることにしている。こうした情報化を内面から実質的に保障するのは「情報モラル」である。これまでの「情報モラル」教育の実践の在り方に問題はないか、さらには「情報モラル」の捉え方自体にも問題はないか、改めて検討する必要性を痛感している。

---

<sup>1</sup> 日本教育大学院大学

「情報モラル」は『広辞苑（第6版）』（岩波）や国語辞典（『新明解国語辞典』三省堂）には掲載されていない。そこで、本稿では、まず、「情報モラル」は、いつ、誰が、どこで使用し始めたのか、その経緯を明らかにし、「情報モラル」の意味と捉え方について文部科学省の資料を中心に検討する。その上で、「倫理」と「道徳（モラル）」との関係を倫理学研究の成果に学びながら、「情報倫理」と「情報モラル」の関係を理論的・実践的に検討することにより、「情報モラル」の本来の意味やその捉え方を明らかにしていく。その上で、学校で行われている「情報モラル」教育に問題はないか、筆者が実施した調査等の分析から得たデータなどの資料を取り上げて「情報モラル」教育の実践上の課題を追究し、今後の「情報モラル」教育の在り方について論究する。

なお、『学校教育辞典』（教育出版、2014年）は、その第3版で「情報モラル」（筆者が執筆）の項目が追加掲載されたことを付言しておく。

## 第1章 臨教審の『答申』にみる「情報モラル」の捉え方と当時の文部省の対応

### 第1節 造語「情報モラル」の誕生

「情報モラル」は日本で誕生した造語である。その初出は臨時教育審議会<sup>1)</sup>（通称「臨教審」、会長・岡本道雄）の『第三次答申』（1987(昭和62)年4月1日）である。同『答申』の第五章の第二節に「情報化への対応（1）情報モラルの確立」の項目を設定し、その冒頭の囲み記事で、次のように述べている。（『文部時報』昭和62年4月臨時増刊号 p.70）

情報化社会においては、人々が、情報内容、情報手段を含めて情報の在り方についての基本認識—「情報モラル」をもつことが必要である。

ア 将来を見込んだ新しい倫理、道徳を早急に確立する

イ 新しい常識の確立、情報価値の認識の向上を図る

上記のような文脈で、「情報モラル」という「ことば」が文部省関連の公文書（臨時教育審議会『第三次答申』）で最初に用いられた。

この『第三次答申』（1987年）では「情報モラル」は「情報の在り方についての基本認識」であって、その中には情報内容や情報手段についての知識や技術が含まれるという捉え方である。この項目の説明の中で、「情報化社会を望ましい方向へ導く基本的社会ルールとして、将来を見込んだ新しい倫理、道徳、言わば『情報モラル』を早急に確立する必要がある」と述べ、「情報モラル」は、「交通道徳や自動車のブレーキに相当するものであり、これらが得られて初めて安全で快適な高速走行が可能となるように、『情報モラル』の確立が、情報機能を最大限に発揮するための前提となる」（同上『文部時報』p.71）と解説している。

「情報モラル」は新しい倫理、道徳であって、情報化社会の「影」の側面への対応であると認識しており、「情報モラル」の漠然とした意味は読み取れるがことばの定義はしていない。

なお、「情報活用能力(情報リテラシー)」という用語も、臨時教育審議会の『第二次答申』(1986年23日)の第三部・第二章「情報化への対応のための諸改革」の中で、公文書として初めて使用された造語である。ここでは、「情報及び情報手段を主体的に選択し活用していくための個人の基本的な資質」と定義している。<sup>2)</sup>

## 第2節 「情報モラル」を「情報化に対応する教育」の柱の1つに

(1) 文部省(当時)は、臨時教育審議会(通称「臨教審」)の『答申』を受けて、「情報活用能力(情報リテラシー)」の意味や「情報化に対応する教育」の在り方について具体的に検討するため、1985年に、通称「情報化協力者会議」(正式呼称は「情報化に対応する初等中等教育の在り方に関する調査研究協力者会議」主査は東洋氏、1985年1月26日)を発足させている。

中教審の『第二次答申』で示された「情報活用能力(情報リテラシー)」について、「情報化協力者会議」は、つぎの四つの内容から成り立っていると教育課程審議会に提出している。(文部省『情報教育に関する手引』1990年、pp.18-19)

- ①情報の判断、選択、整理、処理能力及び新たな情報の創造、伝達能力
- ②情報化社会の特質、情報化の社会や人間に対する影響
- ③情報の重要性の認識、情報に対する責任
- ④情報科学の基礎及び手段(特にコンピュータ)の特徴の理解、基本的な操作能の習得

以後、この四つが「情報教育の内容」として定着し、「情報教育は情報活用能力(情報リテラシー)を育成する教育」という捉え方が通説になった。

この四つの内容のうち、「情報モラル」に関しては、「②情報化社会の特質、情報化の社会や人間に対する影響」の説明の中で「プライバシーや情報犯罪、VDT環境と健康の問題などを含め、その光と影の部分の部分を総合的に理解させること」の必要性を説いている。

また、「③情報の重要性の認識、情報に対する責任」の説明の中で、「個人が情報の被害者となるだけでなく加害者となる恐れもあることを十分に自覚した上で、自己の発信する情報が他の人々や社会に及ぼす影響を十分に認識し、行動する態度や他人の創造した情報についての倫理観などを育成することが求められる」と述べている。情報モラルという用語は使用していないが、「プライバシー」や「情報犯罪」、「創造した情報についての倫理観(著作権など)」などを例示している。

(2) また、文部省は「情報化に対応する教育」については下記の四項目にまとめている。(同上『情報教育に関する手引』p.17)

- ①情報活用能力の育成
- ②情報手段の活用による学校教育の活性化
- ③情報モラルの確立
- ④情報化の「光と影」への対応

これが文部省の「情報化に対応した教育」の具体的な方針になり、「③情報モラルの確立」を「情報化に対応する教育」の3番目の「柱」に位置づけたのである。

その説明の中で、「情報モラル」は「情報及び情報手段に関して、その重要性、価値、影響、責任等についての基本的認識」であると述べ、臨教審の説明を引き継いでいる。その上で、同上『情報教育に関する手引』の「第5節 情報教育推進に当たっての留意事項」に「2. 情報化の影の部分と情報モラル」を設け、その「(2)情報モラル」の項目で、「個人が情報の被害者になるだけでなく、加害者となる恐れがあるため、情報が自分や他の人々、社会に及ぼす影響を十分に認識し、行動することが必要である」とし「プライバシーの侵害」と「無断コピーによる著作権の侵害」をあげている。(同上『情報教育に関する手引』p.109)これまで幾度か用いられてきた「基本的認識」の中身として、「プライバシー」と「著作権(無断コピー)」を具体的に上げていることに注目したい。

なお、この間の事情については、坂元昂・古藤泰弘編著『教育の情報化と情報教育の展開』(財)才能開発教育研究財団、1991.p.21)を参照されたい。

(3) 文部省は1989(平成元年)3月に、改訂された「学習指導要領」(平成元年版)を告示する。表面的には「情報化への対応」を改革の柱の1つとして盛り込んだが、「情報」に関連する教科・科目の新設はなく、中学の教科「技術・家庭」の選択領域「情報基礎」で扱う程度に留まった。教科等の指導に当たって、情報教育の内容(上掲の「情報教育の四つの内容」)の一部または全体を、各教科等の指導の中に取り入れるという立場(教科横断的利用)をとったのである。当然だが、「情報モラル」も内容の②と④に関連させて教科横断的に導入することになった。

この基本方針はその後引き継がれ今日に至っている。文科科学省は、教科等横断的利用を推進するため、前掲の『情報教育に関する手引』の〈参考資料〉に「新学習指導要領における情報化対応について」を設け、情報教育の四つの内容(上掲)ごと、教科別・校種別に「情報化対応表」を掲載している。ただ、教科指導の側に「情報モラル」を取り入れる姿勢が乏しいこともあって、後述するように、「情報モラル」の指導はあまり行われなかった。その背景には、当時は、まだ、「情報モラル」の重要性についての認識がそれほど高くなかった状況があった。

## 第2章 「情報モラル」教育の目標の設定と定義づけ

### 第1節 「情報教育の目標」に「情報モラル」を位置づける

1990年代に入ると、社会の情報化とりわけ情報ネットワーク化が急速に進展した。そうした変化に対応するため、文部省(当時)は1996(平成8年)、新たに「情報化推進協力者会議」(正式呼称は「情報化の進展に対応した初等中等教育における情報教育の推進等に関する調査研究協力者会議」、主査は清水康敬氏、平成8年10月4日)を発足させた。さかのぼること10年前には「情報化協力者会議」が『第一次報告書』を発表(1985年)しているが、その間にあって、「情報教育」の必要

性や重要性の認識は急速に高まり、また高等学校に必修教科として教科「情報」を新設することもあって、情報教育の目標の設定や体系化の必要性が求められた。

「情報化推進協力者会議」はこうした時代の要請に応じて、1997年10月3日に『体系的な情報教育の実施に向けて－第一次報告－』を発表し、続いて翌年には『情報化の進展に対応した教育環境の実現に向けて－最終報告－』（1998年8月5日）の表題でまとめた。

「情報化推進協力者会議」は、カリキュラムの体系化を目指して、かつて設定した「情報活用能力の四つの内容」について検討し直し、新たに「情報教育」の目標を設定して提案した。それは次の三つの目標である。そのまま引用することにする。（同上『最終報告』p.2）

- (1) 課題や目的に応じて情報手段を適切に活用することを含めて、必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力  
(情報活用の実践力)
- (2) 情報活用の基礎となる情報手段の特性の理解と、情報を適切に扱ったり、自らの情報活用を評価・改善するための基礎的な理論と方法の理解  
(情報の科学的な理解)
- (3) 社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響を理解し、情報モラルの必要性や情報に対する責任について考え、望ましい情報社会の創造に参加しようとする態度  
(情報社会に参画する態度)

「情報モラル」は「目標(3) 情報社会に参画する態度」の中で、「～影響を理解し、情報モラルの必要性や情報に対する責任について考え～」という文脈で用いられており、この目標(3)が「情報モラル」の中核になった。その学習範囲として、次のような学習項目を提示している。（同上『最終報告』p.3）

「学習の範囲としては、情報技術と生活や産業、コンピュータに依存した社会の問題点、情報モラル・マナー、プライバシー、著作権、コンピュータ犯罪、コンピュータセキュリティ、マスメディア社会への影響などが考えられる。」

と述べ、「情報モラル・マナー」という表現を用いている。ここでは「モラル」と「マナー」を合成語として同列に扱っているが、両者の関係についての説明はない。また、「情報モラル・マナー」を「プライバシー、著作権、コンピュータ犯罪、コンピュータセキュリティ等」と同列レベルで扱っており、これらの学習項目との関係を整理しないまま列記している。

## 第2節 「情報モラル」の定義とそれに基づく学習活動の明示

(1) 高等学校に教科「情報」を設置した時(2000年3月)に、文部省は初めて「情報モラル」の

定義を行った。

「情報モラルは、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度と捉える」としたのである。『高等学校学習指導要領解説・情報編』（平成12（2000）年3月）の項目「情報モラルの育成」の中で、次のように述べている。（同『解説・情報編』pp.81-82）

情報化の進展に伴い、情報化の「影」の部分が顕在化している。情報化の「影」の部分についての正しい理解と対処法を身につけることは、情報社会に生きるすべての人間にとって必要ある。（中略）

普通教科「情報」の学習においては、情報モラルを、「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」と捉えることにする。（中略）

具体的には、

- ・情報収集においては、適切な手続きによる情報の収集、著作権などの尊重、情報の信頼性についての意識。
- ・情報発信については、プライバシーの保護、著作権などの尊重、情報発信に伴う責任
- ・コミュニケーションにおいては、エチケット、相手への配慮
- ・情報通信ネットワーク利用においては、ガイドラインの遵守、セキュリティへの配慮
- ・制作活動においては、著作権の尊重

などが考えられる。

さらに、未知の相手からの情報の出所不明の情報に対する対応、コンピュータ犯罪に巻き込まれないようにするための対応などを指導する必要がある。

普通教科「情報」の学習においては、という枕詞付きだが、「情報モラル」を「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」と公的な定義として明記したのは初めてである。以後、この定義が文部科学省関連の公文書で用いられることになる。

「情報モラル」の具体的な学習内容として、「適切な手続きによる情報の収集」、「著作権などの尊重」、「情報の信頼性（意識）」、「プライバシーの保護」、「コンピュータ犯罪」、「情報発信に伴う責任」、「エチケット」、「相手への配慮」、「ガイドラインの遵守」、「セキュリティへの配慮」などを挙げており、情報モラルの輪郭がかなり明確になってきた。ただ、残念ながら、肝心の「情報倫理」との関係については言及していない。

（2）中央教育審議会は、2008（平成20）年1月17日、『幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の改善について』を答申した。その中で、「情報モラル」について、次のように解説し、「情報モラル」の定義を再確認するとともに、その学習内容について言及している。

情報モラルとは、「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」（高等学校学習指導要領解説情報編）のこと。

ここでは、ネットワーク上のルールやマナー、危険回避、個人情報、プライバシー、人権侵害、著作権等に対する対応や、コンピュータなどの情報機器の使用による健康とのかかわりを含めて「情報モラル」と呼ぶ。

この『答申』では、「ネットワーク上のルールやマナー」、「危険回避」、「個人情報」、「プライバシー」、「人権侵害」、「著作権」や「健康とのかかわり」などが「情報モラル」に含まれるとしている。注目したいのは「危険回避」と「健康とのかかわり」を情報モラルに包含させていることである。以後、文部科学省関係の文書にこの二つの内容が含まれることになった。

(3) 上掲の中教審の『答申』を受けて、文部科学省は2008（平成20）年3月、平成20年度版『小学校学習指導要領』と『中学校学習指導要領』を告示した（高校は平成21年3月）。小・中・高等学校ともに、『学習指導要領』「総則」の「指導に当たって配慮すべき事項」の中に「情報モラル」とい文言が次のような文脈で明記され、「法的レベルの用語」となったのである。また、「道徳」の中でも「情報モラル」を扱うことを明示した。（文中のアンダーラインは筆者）

・小学校学習指導要領 総則 第4 2(9)

「児童がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、コンピュータで文字を入力するなど基本的な操作や情報モラルを身に付け、適切に活用できるようになるようにするための学習活動を充実するとともに、これらの情報手段に加え視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。」

・中学校学習指導要領 総則 第4 2(10)

「生徒が情報モラルを身に付け、コンピュータや情報ネットワークなどの情報手段を適切かつ主体的、積極的に活用できるようにするために学習活動を充実するとともに、これらの情報手段に加え視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。」

・高等学校学習指導要領 総則 第5款 5(10)

「各教科・科目に指導に当たっては、生徒が情報モラルを身に付け、コンピュータや情報ネットワークなどの情報機手段を適切かつ実践的、主体的に活用できるようにするための学習活動を充実するとともに、これらの情報手段に加え視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。」

「情報モラルを身に付け」という文言は、小・中・高等学校の学習指導要領に共通して用いられており、それを「学習活動の充実」に結びつけているところに注目する必要がある。また「総則」にそれを明記することで、教科等の指導に際し横断的に「情報モラル」を取り入れるという立場（教科横断的利用）を明確に示したのである。

### 第3節 文部科学省、「情報モラル」の具体的な学習活動の場面を提示

(1) 文部科学省は『平成20年版学習指導要領解説・総則編』（2008(平成20)年8月(小学)、9月(中学)、高校は、2009年3月)を刊行し、その中で、法的用語となった「情報モラル」を「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」と再定義し、その学習活動(内容を含めて)を校種別にまとめて具体的に例示した。小学校では、次の5つを挙げている。

情報発信による他人や社会への影響について考えさせる学習活動  
ネットワーク上のルールやマナーを守ることの意味について考えさせる学習活動  
情報には自他の権利があることを考えさせる学習活動  
情報には誤ったものや危険なものがあることを考えさせる学習活動  
健康を害するような行動について考えさせる学習活動

・中学校では、次の6つを挙げている。

ネットワークを利用する上での責任について考えさせる学習活動  
基本的なルールや法律を理解し違法な行為のもたらす問題について考えさせる学習活動  
知的財産権などの情報に関する権利を尊重することの大切さについて考えさせる学習活動  
トラブルに遭遇したときの主体的な解決方法について考えさせる学習活動  
基礎的な情報セキュリティ対策について考えさせる学習活動  
健康を害するような行動について考えさせる学習活動

・高等学校では、次の6つを挙げている。

ネットワークを利用する上での責任について考えさせる学習活動  
ルールや法律の内容を理解し違法な行為による個人や社会への影響について考えさせる学習活動  
ルールや知的財産権などの情報に関する権利を理解し適切な行動について考えさせる学習活動  
トラブルに遭遇したときの様々な解決方法について考えさせる学習活動  
基礎的なセキュリティの重要性とその具体的な対策について考えさせる学習活動  
健康を害するような行動について考えさせる学習活動

(2) 小・中・高等学校における「情報モラル」に関する学習活動を整理して、それらを学習内容レベルでまと直してみると、次の6項目になろう。

①ネットワークを含め情報を発信する際に守るべき行為作法(影響や責任について考える)  
②ネットワークを利用する際に守るべきルール(マナーを含む)に関する行為作法(社会的影響や法的理解も含む)

- ③著作権や個人情報など情報に関する法的権利を遵守する行為作法（自他の権利があること  
の理解を含む）
- ④トラブルに遭遇したときの危険回避対処法
- ⑤情報セキュリティの重要性とその対策
- ⑥コンピュータ使用による健康被害の理解

①～③はまさに「情報モラル」固有の学習内容である。④～⑥は前述の中央教育審議会『答申』（2008年）に依拠していると思われるが「情報モラル」レベルの内容かどうかについては疑義がある。後述するが、「コンピュータの安全利用のための対策」として取り扱う内容である。

（3）参考までに（社）日本教育工学振興会が文部科学省委託事業としてまとめた冊子『「情報モラル」指導実践キックオフガイド』（2007（平成19）年3月）の中で、「情報モラル」の定義に関して述べている部分を引用しておきたい。

「情報モラル」とは「情報社会を生き抜き、健全に発展させていく上で、すべての国民が身につけておくべき考え方や態度」と捉えている。<sup>4)</sup>

また、「わが国の情報モラル教育の目的には、いわゆるモラル教育の観点とは別の側面があります。それは、情報社会に的確な判断ができない児童生徒を守り、危ない目にあわせない、すなわち危険回避（情報安全教育）の側面です。」と述べている。

「危険回避」（情報安全教育）は、モラル教育とは「別の側面」だと認めながらも、その中に包含させている。苦しい弁解である。

（4）文部科学省は、2010（平成22）年10月29日に、『教育の情報化に関する手引』（文部省編）を公表し、平成20年版学習指導要領に対応した「情報化」の在り方についてまとめている。

そのねらいはICT（コンピュータや情報通信ネットワークなど）活用にあるが、第5章に「学校における情報モラル教育と家庭・地域との連携」に36頁をあて、「第1節 情報モラルの必要性」、「第2節 情報モラル教育の具体的な指導」、「第3節 情報モラル教育に当たり教員が持つべき知識」、「第4節 情報モラル教育における家庭・地域との連携」の4つの節を立てて説明している。

「第1節 情報モラルの必要性」（pp.177-120）では、「情報モラル」の定義の再確認を行うとともに、情報教育の目標（3）「情報社会に参画する態度」の中核的位置を占めており、「情報化の影の部分を理解することがねらいなのではない」と明記している。そして「携帯電話やパソコンなどを通じたインターネット利用の普及が急速に進み」、日常生活で「見えない人とのつながりや社会との接点が生じて」いる現状を指摘し、「ネットいじめ」や「学校非公式サイト（裏サイト）」の問題点に言及している。

さらに「ポルノ画像や風俗情報を載せたサイト、出会い系サイト、家出サイト、暴力・残虐画や情報を集めたサイト、他人の悪口や誹謗中傷を載せたサイト、犯罪や自殺を助長するサイト、薬物

や麻薬情報を載せたサイト」など問題になるサイトを具体的に列記し、「情報モラル」教育の必要性を強調している。

また、「第2節 情報モラル教育の具体的な指導」(pp.122-140)では、「道徳」をはじめ、各教科等指導で「情報モラル」教育を取り入れた指導例(教科横断的利用)を校種別・教科別に紹介している。例えば、「責任をもって発信」(国語)「正しいメールの書き方」(社会)、「著作物の正しい取扱い」(社会)、「メールは伝わりにくい」(道徳)、「ネットいじめについて考えよう」(特別活動)などを取り上げている。各指導例には、題材、教科等のねらい、内容についての短い説明で構成している。参考にはなるが、また、文部科学省の「情報モラル」教育への本気度をうかがい知ることはできるが、直ちに教科横断的利用への実践につながっているかどうか疑問を持たざるを得ない。その検証は第4章で行う。

(5) 2014(平成26)11月20日、文部科学大臣(下村博文)は、中教審に対して「初等中等教育における教育課程の規準等の在り方について」の諮問を行った。それに対して、2016(平成28)年8月1日、中央教育審議会の教育課程企画特別会は『次期学習指導要領に向けたこれまでの審議にまとめ(素案)』を発表した。

「情報モラル」の文言は「諮問」(2014)の中に記載されていなかった。そのためか、同上『審議のまとめ(素案)』の(総論)部分を読んでみると、「情報モラル」の文言は僅か1か所であった。次のような文脈で用いている。「②情報活用能力、情報技術を手段として活用する能力」の〈学びに向かう力、人間性等〉の説明の中で、「こうした資質・能力には、プログラミング的思考や、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質・能力も含まれる。」(同上『審議のまとめ』p.31)

なお、この『審議のまとめ(素案)』は同年8月26日に中教審教育課程部会の承認を得て成案になった。

### 第3章 「情報倫理」と「情報モラル」、その意味と指導上の課題

前章まで、造語「情報モラル」の誕生から「情報モラル」が定義され、その学習活動(内容を含む)の場面が明らかされてきた経緯をいくつかの段階に分けて概観してきた。そこで、「情報倫理」と「情報モラル」との関係はどう捉えるか、辞書にもない「情報モラル」だが、それをどう捉えるか、指導上の課題を含めて検討することにする。

#### 第1節 「情報モラル」と「情報倫理」の関係と指導上の留意点

一般に「モラル」は「道徳」と同義に用いられることが多い。「モラル(道徳)」は、社会を構成する成員が行為・行動の正邪善悪を判断する際の「基準」として広く一般に承認されている「規範の総体」をいう。しかし、「モラル」が取り沙汰される時は、抽象的な「規範の総体」に対して

ではなく、実際に行為・行動となって表出される「行為作法」に対してである。個々の「行為作法」の背景には「規範の総体」があり、その基底には「倫理」つまり「人倫の法＝道理」がある。従って、「モラル(道徳)」は「倫理」(人間として行うべき道理、人倫の法)との関係で捉えることが大切で、「モラルとは、倫理(人倫の法)に基づいて、人々に遵守することを具体的に要求する行為作法である」(定義)と捉えることができよう。<sup>4)</sup>

これに倣っていえば、「情報モラル」は「情報倫理(情報社会における道理＝人倫の法)に基づいて、人々に遵守すべきことを具体的に要求する行為作法」だということができる。以下で、もう少し掘り下げて検討することにする。

「倫理(ethics)」の語源はギリシャ語の「エートス」で、それは「住みならわし」とか「人々の持続的な生活態度」を意味している。その根底には「宗教」の教えがあった。「倫理は、それまで宗教が握っていた人間生活の管理を、理性が奪いとった時に、ギリシャに誕生した」(古川哲史)といわれる。<sup>5)</sup>

人間は、本来、人と人との交渉・結合関係の中で生活を営んでいる。その関係は本来的に共同体的であって社会的同意を志向しており、人間の「理性」がそれを維持している。理性に依拠して同意的な社会生活の維持を可能にしている内在的な原理・理法である「人倫の法」、即ち「道理」が「倫理」である。それは人類社会の発展過程の中で歴史的に人々の間で承認され社会的合意(コンセンサス)を得て生成されるものでアプリアリなものではない。時代の変化と共に変化する。

現代は「情報社会」である。「情報社会は、ものやエネルギー以上に情報が強力な社会資源になり、コンピュータ技術を基盤に情報の生産・流通・消費活動が中核になって展開するネットワーク社会」である。<sup>6)</sup> まずは情報社会の特質を認識することである。辞典(広辞苑第6版)が「情報倫理は、社会の情報化・電子化に伴って必要とされようになった倫理」と記述しているように、社会の情報化・電子化そしてネットワーク化が進展する中で、安定的に持続しようとする生活態度に社会的コンセンサスが生成され内在的原理としての道理(「人倫の法」)が含意される。これが「情報倫理」である。「情報倫理 information ethics」を定義すると、「情報社会に生きる人間として行うべき道理(人倫の法)」だということができる。<sup>7)</sup> それは人々の間で承認されコンセンサスを得ている「習俗(Sitte)」としてあらわれる。<sup>8)</sup> 「習俗」は「風俗習慣」、「慣習・風習」や「(宗教的)慣行」の総称である。従って、情報倫理は、情報社会に特有な「しきたり」(風俗習慣)、「ならわし」(慣習・風習)や「きまり」(宗教的慣行)などの中にみられる。

「情報モラル」は、これらの「しきたり」、「ならわし」や「きまり」に基づいて、人々に遵守すべきことを具体的に要求する行為作法である。問題は、コンピュータによる情報化・ネット化が急速に進展する現況にあって、広く人々の間で承認されコンセンサスを得るまでの「しきたり」、「ならわし」や「きまり」が形成され難い状況にあることで、その価値基準が不安定で行為作法の正邪善悪の判断が困難なケースが生じてくる場合がある。

「情報モラル」の指導に当たっては、上述のような「情報倫理」との関係を理解して対処するこ

とが肝要で、判断が困難な場合は、「現実(リアル)社会で許されない行為は、仮想(バーチャル)社会でも許されない」という原則に従って対応することである。

## 第2節 「情報モラル」の検討と指導上の留意点

前節の記述から明らかになったように、「情報モラル」は「情報倫理(情報社会における道理=人倫の法)に基づいて、人々に遵守すべきことを具体的に要求する行為作法」である。

文部科学省は「情報モラルは情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方や態度」(2000年)と定義しているが、情報モラルは「考え方」や「(抽象的な)態度」ではない。情報倫理(情報社会における道理=人倫の法)に基づいて人々に遵守すべきことを要求する具体的で実際の「行為作法」である。このことを、まず確認しておく必要がある。

その行為作法は、実際の社会生活の場面で、「～をすべき(当為)」や「～が望ましい(推奨)」、あるいは逆に「～をしてはならない(禁止)」や「～が望ましくない(否定)」などの具体的な価値的行為や行動規範(自律・他律)として提示される。この行為作法は「道德規範」で、たとえ遵守しなくても(つまり違反しても)法規範のような「強制力」はない。国家権力により制裁を受けたり、罰金や刑罰が科されたりすることはない。規範レベルでは、「道德規範」と「法規範」との連続性はあるが、「強制力」からみて両者は峻別されなければならない。

そこで、問題点として指摘したいのは、「情報モラル」指導の範囲についてである。上述の趣旨から明らかのように、文部科学省が、「情報モラル」の学習活動として挙げた「トラブルに遭遇した時の様々な解決方法について考えさせる学習活動」(危険回避対処法)、「基礎的セキュリティの重要性とその具体的な対策について考えさせる学習活動」(情報セキュリティ対策)及び「健康を害するような行動について考えさせる学習活動」(コンピュータ使用による健康被害の理解)は「情報モラル」の内容ではない。これが「情報モラル」教育を混乱させる一要因になっている。危険回避対処法、情報セキュリティ対策、健康被害の理解などは、現在すでに行われている「交通安全教育」などととともに「情報安全教育」として学校行事等で取り扱うことが望ましい。

もう1つは、前節で述べたように「情報モラル」の正邪善悪の判断が困難な場合がしばしば生じてくる問題である。その場合の基本的な対応については述べたが、それでも納得できるような判断ができない場合がある。その際には、情報社会の「特質」を捉えて検討することである。

情報ネット社会では、かつての社会(工業社会)で有力な資源であった「もの」や「エネルギー」が「情報」に取って代わり、その「情報」の生産・流通・消費を中核に情報ネットワーク(情報インフラストラクチャー)が形成されている。そういう「特質」—「情報の特質」(ものやエネルギーとの違い)<sup>9)</sup>と「コンピュータネットワークの特質(顔・表情の見えるコミュニケーションと文字・記号によるコミュニケーションの違い)—を視点にして検討してみることである。

## 第4章 「情報モラル」教育実践上の課題

### 第1節 「情報モラル」教育に関する小調査から

第2章 第3節(4)の末尾で「情報モラル」の教科横断的利用への実践につながっているかどうか疑念を持たざるを得ない、と述べた。それは、筆者及び筆者らが行った「情報モラル」教育に関する小調査(2010年と2015年の2回)の分析結果を頭に描いていたからである。

2006年頃から、「情報モラル」教育への社会的要請が一段と高まった。文部科学省は「情報モラル」の定義を再確認して公言するとともに、平成20年版『学習指導要領』(2008年3月告示)の「総則」に「情報モラル」指導の必要性を明記し「道徳」でも扱うことにした。さらに『平成20年版学習指導要領解説・総則編』(2008年8月(小学)、9月(中学)、高校は、2009年3月に刊行)では、初めて「情報モラル」指導の学習活動(学習内容を含めて)の場面を列記し、学校現場での「情報モラル」教育の徹底を図ったのである。(第3章2節及び3節参照)

こうした背景を踏まえて、2010年11月から12月にかけて、「『情報モラル』指導についてのアンケート」調査(以下、「A調査」と呼ぶ)を実施した。<sup>10)</sup> 全国(1都1府10県)の小・中学校の教員(320名)に対して質問用紙を郵送し回答してもらった。回答総数は287名(回収率89.7%)であった。また、情報モラル教材の開発のため、東京教育工学会(会長・古藤泰弘)では、2015年9月から11月にかけて、「情報教育及び情報モラル教育に関するアンケート」調査(以下、「B調査」と呼ぶ)を行った。<sup>11)</sup> 全国(1都5県)の小・中学校の教員251人から回答があった。

いずれも小調査ではあるが、両調査は「同じ質問」を含めて実施しており、情報モラル教育の現況察知には意味があると思われるので、その一部を検討資料として取り上げることにする。

(1) まず、取り上げたいのは、「情報モラル」の指導が行われている状況についてである。「あなたは授業で『情報モラル』を取り上げて指導したことがありますか」を5段階のレベル(①～⑤)に分けて回答を求めた結果は【図表-1】の通りである。<sup>12)</sup>

【図表-1】「情報モラル」指導の状況

質問項目	A調査(2010年)	B調査(2015年)
①よく取り上げて指導している	3.1%	2.5%
②時々取り上げて指導している	40.4	36.5
③あまり取り上げて指導していない	30.0	28.3
④ほとんど指導していない	15.3	17.2
⑤まだ、指導したことがない	10.8	15.6
⑥無答	0.3	0

「情報モラル」の指導をしている(①と②)は、2010年調査で43.5%、2015年調査では38%であった。逆に、「指導していない・指導したことがない」(③、④及び⑤)が2010年調査で56.1%、2015年調査では61.1%であった。両調査から、教員の半数以上が「情報モラル」教育を実践していない実態が見えてくる。また、「指導したことがない」と回答したが教員が10%以上(A調査で10.3%、B調査は15.6%)であった。全体的にみて「情報モラル」の指導があまり行われていない現実を認めざるを得ない状況にある。

ところで、文部科学省は、毎年、『学校における教育の情報化の実態等に関する調査』(悉皆調査)を実施しており、それによると、「情報モラルなどを指導する能力」があると回答した教員が、2010年3月末の時点では68.6%で、2015年3月末には77.7%であった報告している。<sup>13)</sup> A調査やB調査から得たデータとの落差が大きく、それをどう解釈するかの問題は残されるが、「指導する能力はあるが、実際には指導していない」というのが実態だろうか。

(2) 「情報モラル」指導で、どのような「内容」を取り上げて指導しているだろうか。調べた結果をまとめたのが【図表-2】である。<sup>14)</sup> 作問に当たっては、文部科学省が2008年に「情報モラル」教育の学習活動として設定した6つの活動場面(内容)を基にして整理し直し、7つの質問項目で構成した。

A調査は、①から⑦のそれぞれの質問に対して、「よく取り上げて指導している事項には○印を、あまり取り上げていない事項には△印を付けて下さい」という方式で回答を求めた。B調査は、「よく取り上げている」「あまり取り上げていない」「取り上げたことはない」の3肢選択法で回答を求めた。【図表-2】の数値は、いずれも「よく取り上げている」と回答した教員の割合である。

【図表-2】「情報モラル」の指導でよく取り上げていると回答した教員の割合

質問項目	A調査(2010年)	B調査(2015年)
①ネット上で他人の悪口を書いたりしないことについて	56.8%	56.9%
②ネット上で相手を攻撃したり非難したりしないことについて	48.4	51.9
③ネット上の危険な情報や有害情報への対応について	44.3	49.4
④迷惑メールやチェーンメールへの対処方法について	31.4	32.3
⑤著作権の大切さや著作権の侵害などについて	32.1	40.3
⑥プライバシーの意味や個人情報の取り扱いについて	42.8	53.6
⑦情報セキュリティに関する内容について	6.3	23.6

情報を発信する際に守るべき行為作法（質問項目①の悪口を書かない）やネットワークを利用する際に守るべきルールやマナー（質問項目②の攻撃や非難はしない）は、ネット利用の基本的な情報モラルである。それでも教員の半数程度しか取り上げていないのが実態である。ネット上の危険な情報や有害情報への対応（質問項目③）についてみると、B調査でやや上昇しているが、「よく取り上げる」の回答が半数に満たない。同様にプライバシーや個人情報に関する取り扱い（質問項目⑥）についてもB調査で5割強程度である。

極めて厳しい結果が出たのは、トラブルに遭遇したときの危険回避対処法（質問項目④のA調査で31.4%、B調査32.1%）、著作権など法的権利の大切さの理解（質問項目⑤のA調査で32.1%、B調査40.3%）及び情報セキュリティへの対策（質問項目⑦のA調査6.3%、B調査23.6%）である。危険回避対処法についてみるとA調査では、「あまり取り上げていない」（△印）の回答率は6割弱（58.9%）で、B調査では「取り上げたことがない」を含めると76.4%であった。授業外の学校行事等で「携帯電話などの安全利用」に関する講話や実地指導の際に行われているためと推測される。

著作権に関しては、A調査では4割近く（38.7%）が「あまり取り上げていない」（△印）と答えている。B調査でも6割近く（58.7%）が「あまり取り上げていない」（27.9%）「取り上げたことがない」（31.8%）と答えている。コピーや音楽の違法ダウンロードなど多くの問題点が社会的にも指摘されているが、学校現場ではあまり指導が行われていないのが実状である。

なお、「情報モラル」の指導を「あまり取り上げていない理由は何ですか」という質問に対する回答(B調査)では、「情報モラルの意味がはっきりしないから」が16.1%、「情報モラルを指導する時間がとれないから」が61.3%であった。いずれにしても「情報モラル」の指導はあまり行われていない現状が確認できた。

## 第2節 法的用語に対する教員の知識

情報モラルの中でも「著作権」や「プライバシー」に関する指導の際には法的知識を必要とする。2010年の時点（A調査）であるが、「著作権の大切さや著作権の侵害など」について、指導が「やりやすいか、やりにくいか」という質問に対する回答の集計結果は【図表-3】に示すとおりである。<sup>15)</sup>

【図表-3】「著作権」の指導について

質問項目	回答率
①「著作権についての指導は」とてもやりやすい	3.8%
②どちらかという、やりやすい	30.3
③どちらかという、やりにくい	53.0
④とてもやりにくい	10.5
無答	2.4

指導が「やりやすい」と答えた教員は34.1%程度で、半数以上(53.0%)の教員が「どちらかというと、やりにくい」と答えている。「とてもやりにくい」を加えると63.5%の教員が指導の困難さを訴えている。

同様に、「プライバシーや個人情報」について、指導が「やりやすいか、やりにくいか」について調査した。その集計結果は【図表-4】に示すとおりである。<sup>16)</sup>

【図表-4】「プライバシーや個人情報」の指導について

質問項目	回答率
①「プライバシーや個人情報」の指導とてもやりやすい	5.9%
②どちらかというと、やりやすい	41.5
③どちらかというと、やりにくい	46.7
④とてもやりにくい	2.8
無答	3.1

教員の47.4%が「やりやすい」(①と②)と答えているが、同時に半数近く(49.5%)は「やりにくい」(③と④)と答えている。「やりやすい」と「やりにくい」がほぼ拮抗しており、教員の間で二極化が生じているように読みとれる。

「やりにくい」が何に起因しているか調べるため、情報モラルに関する教員の法的知識についても調べた。2010年(A調査)ではあるが、「情報モラル」に関連した著作権の用語を六つ挙げ、「説明できることばに◎印、説明でないことばに×印を付けてください」という方法で回答を求めた。その集計結果は【図表-5】に示すとおりである。<sup>17)</sup>

【図表-5】著作権に関する用語の意味について

用語	「◎」印の回答率	「×」印の回答率
①「私的使用のための複製」とは	57.1%	40.1%
②「引用」のきまり	44.6	51.9
③「送信可能化(権)」とは	4.2	93.4
④「二次的著作物」とは	10.8	85.7
⑤「同一性保持権」とは	5.2	92.7
⑥「出所(出典)」の示し方	53.0	43.6

著作権についての基本的用語である3つの項目（①、②、⑥）については、いずれも5割近くないしは5割以上の教員が「説明できる」と答えている。ただ、基本的用語について「説明できる」が5割程度という数値はあまりにも低すぎる。これでは著作権に関する指導が十分に行われているとは思われない。やや専門的ではあるが、ネット社会の進展とともに極めて重要視され、現実の問題になって「用語」（③、④、⑤）に関しては、それぞれ8割から9割の教員が「説明できない」と回答している。ほとんどの教員が認知していないか、ことばは知っているがその意味は理解していない状況にある。指導の「やりにくさ」は著作権に関する基本的な知識の欠如に起因しているように思われる。

同様に、「プライバシーの意味や個人情報の取り扱い」に関する用語についても、5つの用語を提示し、「説明できることばには◎印、説明できないことばには×印を付けて下さい」という方式で回答を求めた。基本的用語である「プライバシーの意味(判例上)」と「個人情報(法律での定義)」について「説明できる」と答えた教員は半数弱程度に留まっている。少し専門的な用語（「センシティブ(機微な)情報」、「オプトイン、オプトアウト」、「自己情報コントロール権」）については、それぞれ「説明できる」は2割前後で、7割以上の教員が「説明できない」と回答している。<sup>18)</sup> 法文上の用語ではないが、プライバシーの侵害や個人情報に関連した事件の際には用いられる「ことば」で、ネット社会の進展に伴ってマスコミ等でも用いられており、時折、見聞きすることばである。プライバシー(権)や個人情報について指導するためには、これらの用語の意味と問題点についての知識を習得しておく必要がある。「指導しにくい」の背景には法令用語やそれに関する「ことば」の意味についての知識不足が関係していると推察される。

## 結 章

これまでの検討で明らかになった「情報モラル」の指導について、教育実践上で特に重要と考えられる検討課題について整理しておきたい。

### (1) まず、「情報モラル」の定義の検討

すでにみてきたように、文部科学省関連の公文書では、「情報モラル」を「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」(定義)と捉えている。これまでの倫理学研究の成果に照らして二つの検討課題を提起しておきたい。

一つは、「情報倫理」との関連である。「適正な活動」の根拠(それは「道理」=人倫の法だが)を何に求めるかが明らかでない。文言からすると、むしろ「情報倫理」に近い表現(考え方と態度)になっている。「情報倫理」との混同も招きかねない。「情報倫理」を明確に定義し、それとの関連で「情報モラル」の捉え方(定義を含め)を明らかにすべきである。

二つ目は、情報モラルは「考え方と態度」でよいかである。情報モラルは、日常の生活(ネット上も含む)において遵守するよう求められる具体的な「行為作法」であって、「考え方と態度」では

ない。「情報モラル」の定義としては、残念ながら不適と言わざるをえない。筆者は「情報倫理（情報社会における道理＝人倫の法）に基づいて、人々に遵守すべきことを具体的に要求する行為作法」と定義した。（第3章第2節（2）を参照）

## （2）「情報モラル」の内容についての検討

すでに第2章第3節でみてきたように、文部科学省編『平成20年版学習指導要領解説・総則編』（小・中学校は2008年、高校は2009年）で、校種別に「情報モラル」の「学習活動」を列挙している。それらを学習内容レベルでまとめ直し下記の六つの事項に整理した。再掲して「情報モラル」の内容とその範囲を再確認しておきたい。

- ① ネットワークを含め情報を発信する際に守るべき行為作法（影響や責任について考える）、
- ② ネットワークを利用する際に守るべきルール（マナーを含む）に関する行為作法（社会的影響や法的理解も含む）、
- ③ 著作権や個人情報などの情報に関する法的権利を遵守する行為作法（自他の権利があることとの理解を含む）
- ④ トラブルに遭遇したときの危険回避対処法、
- ⑤ 情報セキュリティの重要性とその対策
- ⑥ コンピュータ使用による健康被害の理解。

①や②の行為作法は、本来の意味での「情報モラル」の内容である。②のかつこの中の解説には一部「法規範」を含んでいるが、道徳規範との連続性からみて広い意味での「法的理解」を含めて扱うことはむしろ望ましいと考える。

③は「情報」に係わる「法的権利の理解」を前提にした「行為作法」である。具体的には著作権を含む知的財産権と個人情報やプライバシーなどの法規範についての理解を指している。単なる道徳規範ではなく、その延長線上にある法規範についての理解を伴った「行為作法」である。

法規範は、「法教育」<sup>19)</sup>が対象とする内容であるが、著作権を含む知的財産権や個人情報保護（プライバシーを含めて）をめぐる「情報権」の問題は、「情報」にかかわる人間関係の基底に存在する「人倫」の問題でもある。著作権、個人情報やプライバシーには、遵守すべき「しきたり」や「ならわし」があり、道徳規範に通底した法規範の問題でもある。その視点からすると、「情報モラル」として取り扱うことは可能であるし、むしろ望ましく考える。注意しなければならないのは、「法解釈的」な指導に陥らないことである。「法律行為」そのものを主対象にして行う学習活動は避けることが望ましい。法的知識を必要とするため可能な範囲で「法教育」と連携して行うことが望ましい。

④のコンピューターの不正使用への防止対策（危険回避とそれへの対処）は「情報モラル」というよりは「情報安全指導」の問題である。⑤の情報セキュリティ対策、さらに⑥のコンピューターの過度の使用による健康問題（生活習慣）などは「情報モラル」ではない。「情報モラル」教育の内容から除外する必要がある。「情報安全指導」の中に位置づけ学校行事等において実施することが実際

的であり、効果的である。

**(3) 「情報モラル」は基本的には「情報教育」として扱うこと**

「情報モラル」教育が肥大し過ぎて一人歩きを始めている。「情報モラル」の学習は、基本的には「情報教育」の中に位置づけて取り扱うことである。情報モラルは、情報に関与したり情報を受発信したりする際に、情報倫理に基づいて行うことが求められる「行為作法」であり、それは「情報活用能力（情報リテラシー）」に内在する規範意識の源泉である。中核的には「情報教育の目標

(3) 情報社会に参画する態度」の実現に向けて指導に取り組むことになるが、目標(2)の「情報の科学的理解」や、目標(1)の「情報活用の実践力」とも関連させて学習をさせることが肝要である。その際には、情報の特質(①非消費性、②非移転性、③累積効果性、④信用価値性、⑤非対称性、⑥変換性・加工性など)と結び付けて学習させることが重要である。(第3章第2節参照)

また、「道徳」における「情報モラル」との関連や「法教育」との協力関係も視野に入れておくことが大切である。

**(4) ネットワーク上の情報モラルを指導するに当たっては、実際の現実生活と対比しながら、かつ「コンピュータネットワークの特質」(拡散性、即時性、非可逆性、文字・記号によるコミュニケーションなど)に配慮して行うこと。**

基本は現実の実生活での「情報モラル」をベースにして、対比的に考えさせることが大切である。ただ、情報社会とりわけネット(オンライン)社会における「習俗」は、今も形成途上にあり未熟で不安定である。現状では、人々のコンセンサスを得る行為作法に至っていないものが多いことを認識しておく必要がある。その場合は、情報の特質やネットワークの特質に配慮しつつ、「現実(オフライン)社会で違法(禁止・否定)なものは、コンピュータ(オンライン)社会でも違法である」という姿勢で対処することが肝要である。

**(5) 文部科学省は「情報モラル」を教科横断的に利用する方法を推進してきたが、その効果は上がっていない。現行の教科中心主義のカリキュラムでは困難だからである。多少、期待が持てるのは「道徳」の時間である。だが、これも中途半端の状況であり行われていない。**

今後も継続して教科横断的利用を推進していくためには、『学習指導要領』の各教科等の指導の中に「情報モラル」を取り入れた内容を明記する方法も一方策だと考える。検討課題である。他方で、特別の教科に格上げした「道徳」の指導内容の中に、「情報モラル」の領域を設定して学習項目を具体的に明示する方法がある。「特別の教科・道徳」が中核になって取り扱うことを明確にするためである。今後の検討課題として提起しておきたい。

なお、現在、本学の「共同研究費」で、学校現場で使用できる「システム教材・情報モラル」(代表・古藤泰弘)の研究開発と教材制作を進めていることを付記しておく。

## 【引用・参考文献】

- 1) 臨時教育審議会は、中曽根内閣総理大臣の時代に、我が国の教育改革を目指して「臨時教育審議会設置法」を国会に提出（1984年3月27日）、同年8月7日に成立した。この法律に基づいて総理府に内閣総理大臣の諮問機関として設置された。1985年6月に『第一次答』を内閣総理大臣に提出。改革の基本的考え方として7つの項目を提示した。その7番目に「情報化への対応」を挙げた。以後『第二次答申』（1986年4月）、『第三次答申』（1987年4月）、『第四次答申』（最終答申、1987年8月）の4次にわたって答申した。
- 2) 文部省大臣官房編『文部時報』（臨時増刊号 第1309号）p.113、1986年4月
- 3) (社)日本教育工学振興会『「情報モラル」指導実践キックオフガイド』p.4、2007（平成19）年3月
- 4) 古藤泰弘著『改訂・情報社会を読み解く』p.83、学文社、2011
- 5) 古川哲史編『倫理学』角川書店、1952、p.59
- 6) 古藤泰弘前掲書、p.23
- 8) 古川哲史前掲書、p.21
- 9) 「情報の特質」として次の6つをあげておく。①非消費性（情報は何度使ってもなくなる。消費されない）、②非移転性（情報は他人に渡しても自分の手元にもそのまま残る）、③累積効果性（情報は、累積すると対象の正体が明確になってくる）、④信用価値性（情報の信用はその情報の所有者や発信者への信用によって決まる）、⑤非対称性（発信者の情報はそのまま相手に受信されない）、⑥変換性（形式的情報と意味的情報の相互変換が簡単にでき、異種情報を加工して意味を拡張したり強調したりすることができる）。参照；古藤泰弘前掲書、pp.240-243.
- 10) 掲載論文；古藤泰弘「『情報モラル』教育に関する調査結果の分析と検討課題－著作権とプライバシーに関する指導を中心に-」『星槎大学・附属研究センター研究報告書』No.5、pp.14-25、2011.7.15。
- 11) 掲載報告書；東京教育工学研究会『システム教材／新・学校インターネット教習所－情報モラル－研究開発報告書』2016年3月。
- 12) 古藤泰弘、前掲論文 p.17、及び東京教育工学研究会、前掲報告書 p.4。
- 13) 文部科学省『平成26年度学校における教育の情報化の実態に関する調査結果(概要)（平成27年度3月現在）』p. 15、平成27年10月。
- 14) 古藤泰弘、前掲論文 p.17-18、及び東京教育工学研究会、前掲報告書 p.4-5。
- 15) 古藤泰弘、前掲論文 p.19。
- 16) 古藤泰弘、前掲論文 p.19。
- 17) 古藤泰弘、前掲論文 p.20。
- 18) 古藤泰弘、前掲論文 p.20-21。

- 19) 法務省『法教育研究会報告書』（2004年）では、「一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育」と定義している。法教育は、米国では Law Related Education として研究と実践が進められている。我が国では1990年代初頭から「法教育」ということばが用いられるようになった。参考文献；教師と弁護士でつくる法研究会編著『教室から学ぶ法教育』現代人文社、2010年3月

### 【参考文献】

- ① 文部省大臣官房編『文部時報』（臨時増刊号 第1299号・臨教審第一次答申）1985年7月
- ② 文部省大臣官房編『文部時報』（臨時増刊号 第1309号・臨教審第二次答申）1986年4月
- ③ 文部省大臣官房編『文部時報』（臨時増刊号 第1322号・臨教審第三次答申）1987年4月
- ④ 文部省大臣官房編『文部時報』（臨時増刊号 第1327号・臨教審第四次答申、総集編）1987年8月
- ⑤ 海老原治善ほか編『資料集 教育臨調・教育改革』エイディ研究所、1984
- ⑥ 文部省『情報教育に関する手引』1990年7月
- ⑦ 坂元昂・古藤泰弘編著『教育の情報化と情報教育の展開』（財）才能開発教育研究財団、1991
- ⑧ 文部省、平成元年版小・中学校及び高等学校『学習指導要領』（1989（平成元）年3月告示）
- ⑨ 文部省・情報化推進協力者会議（正式呼称は「情報化の進展に対応した初等中等教育における情報教育の推進等に関する調査研究協力者会議」）『体系的な情報教育の実施に向けて－第一次報告－』1997年10月3日
- ⑩ 文部省・情報化推進協力者会議『情報化の進展に対応した教育環境の実現に向けて－最終報告－』1998年8月5日
- ⑪ 文部省、平成11年版『高等学校学習指導要領』（1989（平成11）3月告示）
- ⑫ 文部省『高等学校学習指導要領解説・情報編』2000（平成12）年3月
- ⑬ 中央教育審議会答申『幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の改善について』2008（平成20）年1月17日
- ⑭ 文部科学省、平成20年版小・中学校『学習指導要領』（2008（平成20）年3月告示）
- ⑮ 文部科学省 平成20年版『学習指導要領解説・総則編』小学校は2008（平成20）年8月、中学校は9月、高等学校は2009年3月に刊行
- ⑯ （社）日本教育工学振興会『「情報モラル」指導実践キックオフガイド』2007（平成19）年3月
- ⑰ 文部科学省『教育の情報化に関する手引』2010（平成22）年10月29日
- ⑱ 文部科学大臣（下村博文）「初等中等教育における教育課程の規準等の在り方について」（諮問）2014（平成26）11月20日、
- ⑲ 中央教育審議会・教育課程企画特別会『次期学習指導要領に向けたこれまでの審議にまとめ（素案）』2016（平成28）年8月1日
- ⑳ 文部科学省『学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果』平成21、22、23、24、25、

26、27年度版。毎年3月に悉皆調査が行われている。

- ⑳ 和辻哲郎著『人間の学としての倫理学』第13刷、岩波書店、1941
- ㉑ 野口裕子著『デジタル時代の著作権』筑摩書房、2010
- ㉒ 岡村久道著『個人情報保護法入門』商事法務、2003
- ㉓ 西垣通著『ネット社会の「正義」とは何か』角川書房、2014
- ㉔ 西額通著『集合知とは何か』中央公論新社、2013
- ㉕ 久保田裕・佐藤英雄共著『知っておきたい情報モラルQ&A』岩波書店、2002
- ㉖ 宇賀克也・長谷部恭男編『情報法』有斐閣、2012
- ㉗ 木村忠正著『デジタルネイティブの時代』平凡社、2012
- ㉘ 古藤泰弘著『改訂版・情報社会を読み解く』学文社、2011